

子ども・子育て支援事業計画の骨子について

子ども・子育て支援事業計画（骨子）

【必須記載事項】

1. 教育・保育提供区域の設定に関する事項

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を設定。

その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する。

2. 各年度における教育・保育の量の見込み、実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容、その実施時期に関する事項

（1）各年度における教育・保育の量の見込み

当該市町村に居住する子どもについて、「現在の認定こども園、幼稚園、保育所、認可外保育施設等の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて設定。

認定の区分(※)に加え、0歳、1-2歳、3-5歳の3区分で設定する。

※待機児童の中心である0-2歳の子どもの保育利用率について、国が目標値設定の考え方を提示し、各市町村が計画期間内における目標値を設定。

※量の見込みの設定に関して社会的流出入の動向等を勘案することも可。

■認定区分と提供施設

認定区分		提供施設
1号	3-5歳、幼児期の学校教育	幼稚園、認定こども園
2号	3-5歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園
3号	0-2歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、地域型保育事業

（2）実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

市町村は、教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定。

・教育・保育施設、地域型保育事業の別に設定。

※保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れるための体制確保、地域の教育・保育施設の活用等も勘案し、現在の幼児期の学校教育・保育の利用状況や利用希望を十分に踏まえた上で設定。

(掲載イメージ)

	1年目			2年目			3年目			
	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	0-2歳 保育の必 要性あり	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	0-2歳 保育の必 要性あり	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	0-2歳 保育の必 要性あり	
①量の見込み (必要利用定員総数)	300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人	
②確 保の 内容	認定こども園、 幼稚園、保育所	300人	200人	80人	300人	200人	150人	300人	200人	150人
	地域型保育事業			20人			30人			50人
②-①	0	0	▲100人	0	0	▲20人	0	0	0	

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

(1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

当該市町村に居住する子どもの地域子ども・子育て支援事業（※）の「現在の利用状況」に「利用希望」を踏まえて設定。

地域子ども・子育て支援事業の実施に当たっては、妊娠期からの切れ目ない支援に配慮することが重要であり、母子保健関連施策との連携の確保が必要。

【※地域子ども・子育て支援事業】

- ① 利用者支援（新規）
- ② 地域子育て支援拠点事業
- ③ 妊婦健診
- ④ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤ 養育支援訪問事業
- ⑥ 子育て短期支援事業
- ⑦ ファミリー・サポート・センター事業
- ⑧ 一時預かり
- ⑨ 延長保育事業
- ⑩ 病児・病後児保育事業
- ⑪ 放課後児童クラブ
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）
- ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規）

(2) 実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

市町村は、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期（確保方策）を設定。

放課後児童クラブの実施に当たっては、児童館等との連携に努める。

(掲載イメージ)

地域子育て支援拠点事業	1年目	2年目	3年目
①量の見込み	3000人（10か所）	3000人（10か所）	3000人（10か所）
②確保の内容	3000人（10か所）	3000人（10か所）	3000人（10か所）
②-①	0	0	0

放課後児童クラブ	1年目	2年目	3年目
①量の見込み	800人（20か所）	800人（20か所）	800人（20か所）
②確保の内容	600人（16か所）	700人（18か所）	800人（20か所）
②-①	▲200人（4か所）	▲100人（2か所）	0

4. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保に関する事項

- 認定こども園の設置数、設置時期その他認定こども園の普及に係る考え方（認定こども園を普及させる背景や必要性等）
- 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策
- 幼児期の学校教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続（保幼小連携）の取組の推進
- 保幼小連携、0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携

● ● ● 必須記載事項を9月（中間とりまとめ）までに作成

【任意記載事項】 ※10月以降必要に応じて検討

- (1) 産後休業、育児休業後における教育・保育施設等円滑な利用の確保
- (2) 専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携
 - ・ 児童虐待防止対策及び社会的養護体制の充実
 - ・ ひとり親家庭の自立支援の推進
 - ・ 障害のある子どもへの支援の充実等
- (3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携
 - ・ 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
 - ・ 仕事と子育ての両立のための基盤整備